

**令和5年度 山梨地方最低賃金審議会**  
**第3回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、**  
**情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）**

1 日 時：令和5年10月17日（火）午前9時21分～午前11時41分

2 場 所：山梨労働局 1階会議室

3 出席者：公益代表：石垣委員、今井委員、門野委員  
労働者代表：数野委員、小林委員、三輪委員  
使用者代表：加藤委員、佐々木委員、山岸委員  
事務局：岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

（1）改正審議

（2）その他

5 審議会内容

（賃金室長）

本日は、御多用のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

定刻には少し早いですけれども、皆様お集まりですので、ただいまから、令和5年度山梨地方最低賃金審議会第3回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全委員の皆様にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、今井部会長、以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

（今井部会長）

皆さん、おはようございます。

それでは、早速、金額の審議に入りたいと思いますけれども、その前に事務局で何かありますか。

（賃金室長）

事務局から、2点説明をさせていただきます。

1点目は、各側の控室についてです。

各側の控室につきましては、先週の第2回専門部会と同じですけれども、労働者

側は「3階の相談室」、使用者側は「2階の相談室」としておりますので、よろしくお願いたします。

2点目は資料の説明です。

お手元に配付しております資料の1ページ目を御覧ください。

これは、前回は提出させていただきました全国における電気機械器具等製造業最低賃金の改正状況を取りまとめた一覧表になります。

現在のところ、15の道府県で改正額が決定しております。

説明は以上です。

(今井部会長)

ただいまの説明について、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

### 【 議事(1) 改正審議 】

(今井部会長)

特にならぬので。

それでは、これより、具体的な金額審議に入ります。

本日は、できる限り、全会一致による決議で結審し、答申を行いたいと考えておりますので、各側の御協力をよろしくお願いたします。

前回の専門部会におきまして、労働者側は+44円、使用者側は+22円の金額を提示いただいていたのですが、金額に開きがあることから、一旦持ち帰り、再検討をお願いたしました。

まずは、再検討された金額とその理由につきまして、お聴きしたいと思います。

労働者側からお願いたします。

(小林委員)

それでは、労働者側として再検討させていただいた結果でございます。

前回は44円という形でお話しさせていただきましたけれども、やはり、全会一致という形を目指したいということになりますので、改めて、いろいろ検討させていただきました。

当初、我々の産業別最低賃金の上昇率ですね、もともと、最初に48円という金額をお示しさせていただきました。

その時の理由といたしましては、組織内労働者の賃上げの部分に同じ率をかけてということで、少しでも差を縮めていきたいということで上げさせていただきました。

たけれども、ここを、基準になる値を現特定最低賃金の959円に4.2%をかけてという形で、41円という形で御提示をさせていただきたいと思います。

(今井部会長)

次に使用者側、お願いします。

(山岸委員)

使用者側でも、かなり開きがあるということで、根拠を求める部分をちょっと変更させていただきました。

今回、労働局で御用意いただいた審議資料1ページに提示された労働協約等の賃金の最低額、小林さんがおっしゃったとおり、組織労働者と未組織労働者の格差があるということを踏まえまして、労働協約等を結んだところの最低額に、せめて、その上昇率に合わせようということの中で、アップ率、上昇率、3.45%となりますので、959円にこの上昇率をかけますと33円アップ、出来上がりで992円を御提示させていただきたいと思います。

(今井部会長)

ただいま、労使双方から、金額を提示いただきました。

これから、公益委員による各側との個別折衝を、まず、労働者側と行います。

その前に公益委員内で打合せを行いたいと思いますので、各側の委員には、一旦控室で待機をお願いします。

それでは、一旦専門部会の審議を中断いたします。

(以下、金額折衝を実施。)

概要は、以下のとおり。

1 公益委員による事前打合せ

2 労働者側との折衝

ア 労働者側の主張

使用者側は支払い能力がない等とするが、理解できない。

既に改正審議が終了した他県の引上げ額を見ると平均が40円を超えており、山梨でも40円以上にこだわりたいと考えている。

イ 折衝の結果

県内の組織内労働者の月額最低額173,500円を法定労働時間173.8で割ると、約999円となることから、現行額との差額である40円を提示。

その後、公益委員から、現行額に地場の組織内労働者100人未満の賃金上昇率3.98%を乗じた38円を示して検討を求めたところ、全会一致であれば38円でもやむを得ないとされた。

### 3 使用者側との折衝

#### ア 使用者側の主張

労働者側は未組織労働者への波及と言うが、組織・未組織問わず、低いところを見るのが重要。

現在の空気感は1,000円に向かっていると思うが、現在、製造業の足元が悪い中、一気に1,000円を超えるのは、とてつもないインパクトがある。

隣県の静岡県の引上げ額が33円だが、肌感覚ではこのくらいの金額が妥当と考える。

労働協約の賃金の最低額の平均、連合加盟組合の上昇率3.52%で34円アップまでは根拠があると考えている。

#### イ 折衝の結果

公益委員の調整の結果、全会一致であれば38円でもやむを得ないとされた。

**(以上で金額折衝を終了)**

(今井部会長)

審議を再開いたします。

労使双方に個別にお伺いし、各側の見解及び意見をもとに、数次にわたって個別折衝を重ねました結果、ここに公益案をとりまとめるに至りました。

それでは公益案を提示します。

(今井部会長)

それでは、公益案を読み上げます。

令和5年度、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金改正審議公益委員案。

令和5年10月17日。

労働者代表委員及び使用者代表委員の基本的見解を踏まえ、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、下記のとおり公益委員案をとりまとめるに至りましたので、ここに提示します。

記。

1時間、997円、引上げ額、38円、引上げ率、3.96パーセント。

双方のこれまでの折衝を踏まえ、公益案を提示させていただきました。

(今井部会長)

それではこの公益案について採決を行います。

慣例により、反対から伺います。

公益案に反対の委員は、挙手を願います。

反対は、いらっしゃらないですね。

公益案に賛成の委員は、挙手を願います。

労働者側 3 名、使用者側 3 名、公益 2 名、

合計 8 名ですね。

ありがとうございました。

以上により、全会一致をもちまして公益案どおり可決させていただきました。

次に、発効日について、お諮りいたします。

本日、結審いたしますと、異議の申出がない場合は、法定発効として、最短で、令和 5 年 12 月 16 日、土曜日に発効となりますが、これにつきまして、何か御意見等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(今井部会長)

それでは、発効日につきましては、法定発効日といたします。

ただいまの当専門部会の結論、審議経過等につきましては、次回の本審において、報告することとなります。

その報告書案を事務局に作成させましたので、報告書案の配付と朗読をお願いします。

(賃金室長)

報告書案を朗読いたします。

案。

令和 5 年 10 月 17 日、山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、今井幸一。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和 5 年 8 月 23 日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございましたが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、次のページを御覧ください。

別紙になります。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

最低賃金。

1、適用する地域、山梨県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で山梨県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る、を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1)、18歳未満又は65歳以上の者。

(2)、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。

(3)、次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片付けの業務。

ロ、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務。

ハ、手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、997円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、法定どおり。

次のページは、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定審議経過の概要でございます。

専門部会につきましては、第1回を令和5年10月3日に開催いたしました。

第2回を10月13日に、第3回を本日開催いたしまして、金額審議を行っていた結果、全会一致により決議いただきました。

以上でございます。

(今井部会長)

それでは、この報告書案につきまして、何か御意見等はございますか。

よろしければ、この報告書案のとおり、次回の本審に報告したいと思います。

いかがでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(今井部会長)

ありがとうございます。

続きまして、部会の結論が全会一致の場合の取り扱いについて、8月23日の本審におきまして、部会の結論が全会一致の場合は、これを本審の結論とする旨、了承されております。

そのため、ここで、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金改正に係る山梨地方最低賃金審議会の答申を行うこととなります。

事務局に答申案について作成の指示を行っておりますので、答申案を配付のうえ、朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは答申案について朗読させていただきます。  
案。

令和5年10月17日、山梨労働局長、高西盛登殿。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、答申。

当審議会は、令和5年8月23日付け山梨労発基0823第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

次のページは、別紙になりますが、先ほどの部会報告書と同じ内容となりますので、朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

(今井部会長)

ただいまの答申案につきまして、何か御質問はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(今井部会長)

無いようですので、これにより答申したいと思えます。

【 部会長、基準部長に答申文を手渡す 】

(今井部会長)

それでは、ここで労働基準部長から御挨拶をいただきます。

(労働基準部長)

ただいま、令和5年度、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の御答申をいただきました。

本年度は、物価の上昇や円安など雇用・経済への様々な影響が生じている状況の中での御審議となり、委員の皆様方には、大変な御苦勞をいただきましたこと、併せて、労使の信頼関係の下に、全会一致で決議いただきましたことに、心から御礼申し上げます。

本答申を受けまして、当局としましては、発効日に向けて所定の手続きを進めて参ります。

また、発効後は、改正された特定最低賃金額につきまして、県内の多くの労使関係者に周知を図って参りたいと思います。

委員の皆様方には、本日の答申に至るまでの各委員の真摯な御議論、御尽力に改めて感謝申し上げます、答申に対するお礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

(今井部会長)

ありがとうございました。

次に、今後の公示等の手続につきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

今後の手続きについて御説明いたします。

まず、最低賃金法第11条第1項の規定により、本日中に、この答申内容を山梨労働局の掲示板に公示いたします。

また、最低賃金法第11条第2項に、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15日以内に異議を申し出ることができることとされています。この異議申出の締め切りは、11月1日となります。

なお、関係労使から異議の申出がなされた場合は、審議会の意見を求めることと規定されておりますので、本審の委員の皆様方の日程を改めて調整させていただき、異議申出について審議を行う、いわゆる「異議審」を開催させていただきます。

異議申出がなされなかった場合は、山梨労働局長が答申に沿って、特定最低賃金の改正決定を行い、官報公示を行わせていただきます。

この官報公示がなされますと、その30日後に発効することとなります。

官報公示は、最短で、11月16日、木曜日の予定となります。

発効日は、官報公示の30日後に法定発効となりますので、12月16日、土曜日に発効の予定となります。

以上でございます。



## 【 議事（２） その他 】

（今井部会長）

それでは、次の議題の「（２）その他」に入りますが何かございますか。

（各側委員）

（特になし。）

（今井部会長）

それでは、以上で、本日の専門部会を終了したいと思います。

全会一致での結審となりましたので、これにより本年度の山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会における全ての審議は終了しました。

本当にありがとうございました。

本日の議事録の確認ですが、小林委員と山岸委員にお願いします。

本日はお疲れ様でした。